

お客様各位

株式会社アーツネットワーク

消費税法改正に伴う弊社の対応について

拝啓 時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご高承のとおり、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が、2014年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴う弊社における消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内致しますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■ VPN ソリューションパック等によるネットワーク構築作業の場合

2014年4月1日以降の納品分に対しては、改正後の消費税率8%で請求させていただきます。但し、2013年9月30日までにご契約済のものについては、経過措置の対象となる場合がございますので、該当する場合は、別途ご案内させていただきます。

■ VPN ソリューションパック等による年間保守をご契約の場合

2014年3月31日までに契約開始済かつ、お支払済のものについては、経過措置の対象として、税率5%で請求させていただきます。但し、自動更新による翌年度のご請求からは、税率8%で請求させていただきます。また、変更等が発生した場合については、税率8%での請求とさせていただきます。

■ OCN 再販サービス/ Universal One 再販サービスをご利用の場合

2014年4月1日以降のご利用分に対しては、税率8%で請求させていただきます。

■ スマートフォンでVPNサービスをご利用の場合

2014年4月1日以降のご利用分に対しては、税率8%で請求させていただきます。
※現状のご契約は、税率5%での税込金額となっております。
税込金額から逆算した税抜金額に、税率8%で計算した額でのご請求となります。

■ クラウド再販サービスをご利用の場合

2014年4月1日以降のご利用分に対しては、税率8%で請求させていただきます。
※現状のご契約は、税率5%での税込金額となっております。
税込金額から逆算した税抜金額に、税率8%で計算した額でのご請求となります。

■ VPN ソリューションパックルータレンタルをご契約の場合

2013年9月30日までにご契約済のものうち、最低利用期間中のご利用分に対しては、経過措置の対象として、税率5%で請求させていただきます。但し、最低利用期間終了後の自動更新後のご請求からは、税率8%で請求させていただきます。また、変更等が発生した場合については、税率8%での請求とさせていただきます。該当する場合は、別途ご案内させていただきます。

以上